第７号様式

　年　　月　　日　作成

保　安　教　育　計　画

（　販　売　業　者　用　）

代表者　住所

氏名

（目的）

第１条　この計画は、火薬類取締法（以下「法」という。）第29条第１項に基づき、（　　　　）の保安教育計画を定め、従業者に法を理解させるとともに、火薬類の保安管理上必要な知識及び技術基準を取得させることをもって、火薬類に関する事故を防ぐことを目的とする。

（保安教育の内容等）

第２条　一般従業者に施す保安教育の内容は次の各号に掲げるものとする。

(1) 保安意識の高揚に関すること。

(2) 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。

(3) 火薬類の一般の性質の大要に関すること。

(4) 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

(5) 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

(6) 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。

(7) 販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。

(8) 販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。

(9) 上記以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

(10) 上記以外の火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管

理技術に関すること。

２　取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱い保安責任者の代理者（以下「取扱保安責任者等」という。）に施す保安教育計画の内容は前項の規定によるほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 火薬類取締に関する法令に関すること。

(2) 火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。

３　保安教育は（　　）月と（　　）月に実施する

（保安教育を行う者）

第３条　前条第１項に規定する保安教育は、取扱保安責任者その他火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者に行わせなければならない。

２　前条第２項に規定する保安教育は、製造保安責任者その他火薬類取締に関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者に行わせなければならない。

（保安教育の実施時期）

第４条　第２条第１項に規定する保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を習得することができるように適当な期間をおいて反復して行わなければならない。

２　第２条第２項に規定する保安教育は、取扱保安責任者等が保安に関する知識の水準を維持向上することができるように、教育効果を十分にあげられるような適当な時間を確保して行うとともに、適当な期間をおいて反復して行わなければならない。

３　未熟練従業者に対しては第１項の規定によるほか、当該従業者が火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに従事する前に保安教育を施すとともに機会があるごとにその場で指導する。